

離婚協議書

令和2年〇月〇日、○田〇男(以下甲)、妻〇田〇子(以下乙)の両名は、甲乙間の離婚について、以下のとおり合意する。

第1条

甲と乙は、協議離婚することに合意し、離婚届に各自署名押印して、乙がすみやかに届出をする。

第2条

甲及び乙は、前条の離婚に際し、甲乙間の未成年の子〇田〇実(平成〇年〇月〇日生まれ、以下丙という)の親権者を乙と定める。

第3条

甲は、前2条を内容とする離婚届が受理されることを条件として、

1. 乙に対し、本件離婚による財産分与として、下記物件目録記載の不動産を譲渡し、令和〇年〇月〇日までに、乙のために離婚届が受理された日付の財産分与を原因とする所有権移転登記手続きをする。ただし、登記手続き費用は乙の負担とする。

東京都新宿区中央〇丁目〇番〇号 ○○マンション201号室

2. 乙に対し、丙の養育費として令和2年〇月〇日から丙が満 20 歳に達する日の属する月まで、毎月金〇万円ずつ、毎月末日限り、丙名義の下記口座に振り込んで支払う

○○銀行 ○○支店 普通〇〇〇〇〇〇 丙

3. 当事者双方は、丙の病気、進学など特別な費用の負担について、別途協議して取り決めることとする。また、前項の金額は、双方の収入の変動、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

4. 甲は乙に対し離婚による慰謝料として、金〇〇万円を令和〇年〇月〇日までに、乙の指定する口座に振り込んで支払う。

第4条

乙は甲に対し、甲が2カ月に1回程度、丙と面会交流することを認める。面会交流の日

時、場所、方法は、丙の情緒安定に十分配慮しながら、事前に協議して決定する。

第5条

当事者双方は、以上をもって甲乙間の離婚に関する紛争をすべて解決したものとし、本協議書に定めるほかには慰謝料・財産分与など名目の如何を問わず、一切の財産的請求をしない。

第6条

甲と乙は、本日現在、本協議書に定めるほか相互に何らの債権債務のないことを確認する。

第7条

甲は、本証書に基づく金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する。

第8条

甲と乙は、甲の年金を分割することに合意し、乙の請求すべき按分割合を50%とすることに合意する。

第9条

甲及び乙は、令和2年〇月〇日までに本協議書を内容とする公正証書を作成することを合意し、相互に公正証書手続きに協力する。

上記のとおり合意したので、本署2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各自1通ずつ所有する。

令和2年〇月〇日

(甲)住所 東京都新宿区中央〇丁目〇番〇号
氏名 ○田〇男

(乙)住所 東京都新宿区中央〇丁目〇番〇号
氏名 ○田〇子